

奥州

お知らせ版

広報おうしゅう

2012
Vol.79

9

水洗化でより快適な生活、そして美しい自然をいつまでも

浄化槽で住みよい環境へ

10月1日は、「浄化槽の日」。この日は、浄化槽法の全面施行を記念して制定されました。これを機会に、環境に優しい快適な生活を検討してみませんか。

環境にやさしい浄化槽

浄化槽は、微生物の力で生活排水（し尿と台所、お風呂、洗濯などの雑排水など）をきれいに浄化するものです。浄化槽を設置することにより、自然環境に配慮した快適な生活を送ることができます。

浄化槽を新設する場合の制度

浄化槽の設置には、市が設置する「市設置型浄化槽」と、個人で設置する「個人設置型浄化槽」があります。地域によって利用できる制度が異なりますので、計画の段階で事前に、ご相談ください。

①市設置型浄化槽

市が浄化槽の設置と維持管理を行います。設置と使用に対して個人負担があります。

■対象Ⅱ 公共下水道・農業集落排水・コミュニティプランの集合処理区域を除く区域で浄化槽を設置しようとする人

■個人負担額Ⅱ 分担金（下表）、浄化槽への流入・流出に係る排水設備工事費、設置後の使用料、プロワ運転に係る電気代、設置条件により、放流ポンプ・耐荷重用の支柱・擁壁の設置工事費

②個人設置型浄化槽（水沢区対象）

個人が浄化槽の設置と維持管理を行います。設置費用に

対して市の補助金制度があります。

■対象Ⅱ 水沢区の公共下水道区域のうち、整備年度が未定の地域で、申請者が所有し、居住する住宅に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする人
※店舗併用住宅の場合は、居住面積が建物全体の2分の1以上が対象

■補助金額Ⅱ 下表
■問い合わせⅡ 本庁下水道課 浄化槽係（内線533）



■市設置型浄化槽分担金・個人設置型浄化槽補助金・人槽算定基準一覧表

人槽	①市設置型 浄化槽分担金	②個人設置型 浄化槽補助金	人槽算定基準
5人槽	88,200円	441,000円	延床面積130平方 [㎡] （約40坪）以下かつ居住人員5人以下の場合
7人槽	110,400円	552,000円	延床面積130平方 [㎡] （約40坪）を超える場合、または居住人員7人以下の場合
10人槽	149,500円	747,000円	台所と浴槽がそれぞれ2カ所以上の場合、または居住人員が8人～10人の場合